

騒音規制法に係る特定施設（騒音規制法施行令別表第1）

特定施設			規模要件等	
1	イ	金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上
	ロ		製管機械	
	ハ		ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上
	ニ		液圧プレス	矯正プレスを除く
	ホ		機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン(30 重量トン) 以上
	ヘ		せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
	ト		鍛造機	
	チ		ワイヤーフォーミングマシン	
	リ		ブラスト	タンブラスト以外で、密閉式のものを除く
	ヌ		タンブラー	
	ル		切断機	といしを用いるもの
2	空気圧縮機及び送風機		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの*を除き、原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
4	織機		原動機を用いるもの	
5	イ	建設用資材製	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上
	ロ	造機械	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上
6	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
7	イ	木材加工機械	ドラムバーカー	
	ロ		チップパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上
	ハ		碎木機	
	ニ		帯のこ盤	製材用：原動機の定格出力が 15kW 以上
	ホ		丸のこ盤	木工用：原動機の定格出力が 2.25kW 以上
ヘ	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上		
8	抄紙機			
9	印刷機械		原動機を用いるもの	
10	合成樹脂用射出成形機			
11	鋳造型機		ジョルト式のもの	

※[https://www.env.go.jp/page\\_00429.html](https://www.env.go.jp/page_00429.html)（環境省ホームページ）

振動規制法に係る特定施設（振動規制法施行令別表第1）

特定施設				規模要件等
1	イ	金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く
	ロ		機械プレス	
	ハ		せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上
	ニ		鍛造機	
	ホ		ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上
2	圧縮機		一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するもの*を除き、原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
4	織機		原動機を用いるもの	
5	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上	
	コンクリート管製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kW 以上	
	コンクリート柱製造機械			
6	イ	木材加工	ドラムバーカー	
	ロ	機械	チップパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上
7	印刷機械		原動機の定格出力が 2.2kW 以上	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上	
9	合成樹脂用射出成形機			
10	鋳造型機		ジョルト式のもの	

※[https://www.env.go.jp/page\\_00429.html](https://www.env.go.jp/page_00429.html)（環境省ホームページ）

山梨県生活環境の保全に関する条例に係る特定施設  
 (山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第2第4号)

特定施設		規模要件等
1	送風機	クーリングタワーに用いるもので、原動機の定格出力 1.5kW 以上 7.5kW 未満
2	機械プレス	金属加工用のもので、呼び加圧能力が 98kN (10Gt) 以上 294kN (30Gt) 未満
3	空気圧縮機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上 7.5kW 未満
4	石材切削機	
5	コルゲートマシン	
6	コンクリートブロックマシン	
7	冷媒圧縮機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上

甲府市環境保全条例に係る特定施設 (甲府市環境保全条例施行規則別表第1)

特定施設		規模要件等
1	貴石又は半貴石の加工用切断機及びバレル研磨機	
2	機械プレス	金属加工用のもので、呼び加圧能力が 98kN (10Gt) 未満のもの
3	集じん機	固定式のもの